

(案)

第7次地域管理経営計画書
第7次国有林野施業実施計画書

(福岡森林計画区)

計画期間

自	令和	7年	4月	1日
至	令和	12年	3月	31日

九州森林管理局

(案)

第 7 次地域管理経営計画書

(福岡森林計画区)

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の福岡森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

福岡森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

福岡森林計画区 機能類型別位置図



1:300,000

出典：国土地理院
地理院タイルに国有林等を記載して作成。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（1）国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③ 持続可能な森林経営の実施方向	2
④ 政策課題への対応	3
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
① 機能類型ごとの管理経営の方向	3
② 地区ごとの管理経営の方向	5
（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	6
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	6
② 林業事業体・林業経営体の育成	6
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	7
④ 森林・林業技術者等の育成支援	7
⑤ その他	7
（4）主要事業の実施に関する事項	7
① 伐採総量	8
② 更新総量	8
③ 保育総量	8
④ 林道の開設及び改良の総量	8
（5）その他必要な事項	8
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	9
（1）巡視に関する事項	9
① 山火事防止等の森林保全巡視	9
② 境界の保全管理	9
（2）森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
（3）特に保護を図るべき森林に関する事項	9
（4）その他必要な事項	9
3 林産物の供給に関する事項	10
（1）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
（2）その他必要な事項	10
4 国有林野の活用に関する事項	10
（1）国有林野の活用の推進方針	10
（2）国有林野の活用の具体的手法	10
（3）その他必要な事項	11
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	11

（１）民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	１ １
（２）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	１ １
（３）その他必要な事項	１ １
６ 国民の参加による森林の整備に関する事項	１ １
（１）国民参加の森林に関する事項	１ １
（２）分収林に関する事項	１ １
（３）その他必要な事項	１ ２
７ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	１ ２
（１）林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	１ ２
（２）地域の振興に関する事項	１ ２
（３）その他必要な事項	１ ２

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、福岡森林計画区を管轄区域とする国有林野 7,778ha(不要存置林野 7haを含む。)であり、福岡県の北西部に位置し、脊振山地区、三郡山地区及び玄界灘沿いに点在する海岸林から形成されている。

また、本計画区の国有林野は、水源かん養保安林が全体の 88%に達し、福岡市等の水がめとして重要な役割を担っている。また、そのほとんどが玄海国定公園及び脊振雷山県立自然公園に指定され、登山やハイキング等の森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人に利用されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、福岡森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 7,772ha で、計画区全体の森林面積 50,593ha に対して 15%を占めている。主な樹種としては、針葉樹はスギ、ヒノキ、マツ類、広葉樹はクヌギ、カシ類などとなっている。林相別に見ると、針葉樹林 3,229ha、針広混交林 601ha、広葉樹林 3,720ha となっている。

蓄積は 2,337 千 m^3 で、計画区全体の蓄積 15,615 千 m^3 に対して 15%を占めている。また、人工林面積は 3,415ha で人工林率は 44%となっている。

森林の種類は、普通林が 190ha で 2%、制限林が 7,557ha で 98%となっている。なお、制限林のほぼ 100%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が 91%となっている。

○ 福岡森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、 m^3)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	3,415	4,134	223	7,772
蓄 積	1,486,958	849,761	—	2,336,719

注： 合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は、皆伐を主に計画したが、分収林の入札の不調から計画を下回る結果となった。また、間伐は、林道が集中豪雨等の被害を受けたことにより、一部実行を見合わせたこと等から計画を下回る結果となった。

造林面積に関して、主伐実行の減少に伴い計画を下回った。

林道等の開設等に関して、優先度を考慮して計画したが、林道の災害復旧を優先したところ、計画を下回る結果となった。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	227, 000 m ³	37, 782 m ³
主伐	116, 200 m ³	15, 480 m ³
間伐	110, 800 m ³ (1, 155ha)	22, 302 m ³ (220ha)
造林面積	153ha	40ha
人工造林	146ha	40ha
天然更新	7ha	— ha
林道等の開設又は改良	開設：7.1 km 改良：10 箇所	開設：0.6 km 改良：5 箇所

注： 計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54 指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。

IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、間伐や再造林等の森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、「新しい林業」の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全に加え、スギ人工林の伐採・植え替え等の花粉発生源対策の加速化などの政策課題に取り組む。

また、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、林地保全に配慮した施業等に、より一層取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ

- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養^{かん}タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 ^{かん} 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 持増進森 林
山地災害防 止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリ ア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養 ^{かん} タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によ
るほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じ
る木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画
的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の
防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の
事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏
まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達
し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必
要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標と
する。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生してい
るなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標
とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝

資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 脊振山地区（57～60、69～110、121～124 林班）

福岡市の南方に位置する脊振山(1,055m)を中心として東西に走る山地と中流域に位置する丘陵地に散在する小団地からなっており、風化しやすい花崗岩類が主体をなしている。

脊振山系の北側斜面にある壮年期の比較的急峻な地形が多い那珂川上流域及びその支流梶原川の流域並びに室見川上流域等については、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、優れた自然景観を有している脊振山山頂一帯及び都市近郊の高祖山、油山等の丘陵地等については、保健文化機能や自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

福岡市から佐賀県へ抜ける幹線道路の三瀬峠から金山(967m)の北側斜面一帯は、福岡市西側の都市近郊の騒音の低減や大気浄化等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重視すべき森林であることから、「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 三郡山地区（2～42、51～53、114～119 林班）

福岡市の東方に位置する三郡山(936m)から北に走る山地と丘陵部に散在する小団地からなっており、平成27年には宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産に登録され、114林班が緩衝地帯となった。

三郡山地一帯は風化しやすい花崗閃緑岩であり、随所に山地災害危険地区があつて、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

三郡山(936m)の西側斜面一帯は太宰府市、立花山(367m)の西側斜面一帯は福岡市東区、城山(369m)の南側斜面一帯は宗像市の、それぞれ都市近郊の騒音の低減や大気の浄化等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重視すべき森林であることから、「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、玄海国定公園に指定されるとともに、クスノキの原生林が保護林に設定されている立花山や、三郡山、若杉山周辺等については、自然景観に優れ、保健文化機能や自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 海岸林(45～48、61～66、69、111～113 林班)

クロマツを主体とした防風林等からなっており、景観が優れていることから大半が玄海国定公園に指定され、海水浴や森林レクリエーションを目的とした入林者が多い。また、平成27年には宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界文化遺産に登録され、112・113 林班が緩衝地帯となった。

能古島や地ノ島には小面積の天然林があり、魚つき保安林や航行目標保安林に指定され、気象害防止機能のほか、保健文化機能や自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「水源涵養^{かん}タイプ」、「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

本計画区の国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスト ー）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（松くい虫被害対策、関係機関と連携した野生鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地球温暖化対策・花粉発生源対策として適切な主間伐や木材利用の推進、エリートツリー等の再造林に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件、政策課題への対応を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量 (単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	95,487	112,118 (1,018)	12,395	220,000
前 計 画	110,026	110,800 (1,155)	6,174	227,000

注： () は間伐面積である。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	142	—	142
前 計 画	146	7	153

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	662	279	238	3
前 計 画	209	33	38	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
数 量	5	2,800	8	2,900

(5) その他必要な事項

治山事業は、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種によ

る緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

（１）巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は福岡都市圏に位置し、森林レクリエーションを目的とした入林者が多く、特に、春季は、山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員、ボランティア団体等との連携の強化を図り、防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

（２）森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

特に松くい虫被害については、引き続き福岡県及び関係市町村等と連携しながら、適切な防除により被害のまん延防止に努めるとともに、被害が発生した場合は特別伐倒駆除等により被害木の徹底的な処理を行い、まん延を防ぐ。

（３）特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区は、貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動等やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

（４）その他必要な事項

本計画区の、脊振山系及び三郡山系の国有林野は水源かん養保安林に、玄界灘沿いの海岸林は防風保安林に、それぞれ指定されているなど、水源涵養や気象害の防止等の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻な状況にあるニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、被害の状況把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動等や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による効果的かつ効率的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

特に、本計画区は福岡都市圏に位置し、道路、緑地公園、ダム、送電線用地等の公用・公共用又は公益事業用の施設用地としての活用要望が多く、これらの要望に対しては、国有林野の公益的機能の発揮に留意しつつ対応する。

若杉山等には、風致探勝林や風景林を設定しているほか、油山には市の自然観察教育林、高祖山には体験の森や遊歩道がそれぞれ設置されており、レクリエーションの森を中心として多数の入林者がいることから、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するよう、国有林野の活用を積極的に推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等による。また、水源林造成及びシイタケほだ木生産等については分収林制

度を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

○ ふれあいの森

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
奈多浦の森	6.41	48 ろ、は、は 1
ふくつの森	21.70	111 い、に、112 い

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自らが参

加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

○ 多様な活動の森

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
にぎ幣の浜の森	19.66	64 い、ろ、ろ 1、は、ほ、へ

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与することに努め、その際には特に次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

(案)

第 7 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(福岡森林計画区)

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和12年 3 月 31 日

九州森林管理局

目 次

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1) 伐採造林計画簿	1
(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4) 伐採総量	3
(5) 更新総量	5
(6) 保育総量	5
3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積	6
4 林道の整備に関する事項	6
5 治山に関する事項	7
6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
(1) 保護林の名称及び区域	7
(2) 緑の回廊の名称及び区域	7
7 樹木採取区の名称、所在地及び面積	8
8 レクリエーションの森の名称及び区域	8
9 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の 整備及び保全等に関する事項	8
(1) 森林共同施業団地の名称及び区域	8
(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	8
10 その他必要な事項	9
(1) 施業指標林、試験地等	9
(2) フィールドの提供	9
(3) その他	9

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施 業 群		面 積	取 扱 い の 内 容	伐 期 齢 等
施 業 群	スギ・ヒノキ普通伐期	602.71	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ55
	スギ長伐期	407.53	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	744.30	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	アカマツ長伐期	17.94	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	ケヤキ長伐期	1.65	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	150
	その他人工林	6.46	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	166.13	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	163.40	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	【2段林】 スギ80 ヒノキ90 【3段林】 スギ70 ヒノキ75
	天然林	5.50	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	60
	天然林長伐期	275.57	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	336.47	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	2.81	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
	施業群設定外	—		
合 計		2,730.47		

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施 業 群	上 限 伐 採 面 積	備 考
通 常 伐 期 施 業	55	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長 伐 期 施 業	83	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
		アカマツ長伐期
		ケヤキ長伐期
複 層 林 施 業	20	スギ・ヒノキ複層林
天 然 林 ・ そ の 他 施 業	112	その他人工林
		保護樹帯
		天然林
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林 地				林地 以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨 伐 採 時 量	計	
山地災害防止タイプ		2,340	29,631 (289)	31,971			
自 然 維 持 タイ プ		—	2,159 (18)	2,159			
森林空間利用タイプ		—	461 (5)	461			
快適環境形成タイプ		—	6,604 (64)	6,604			
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	87,488	12,415	99,903			
	スギ長伐期	—	22,379	22,379			
	ヒノキ長伐期	—	37,232	37,232			
	スギ・ヒノキ複層林	5,659	1,184	6,843			
	天然林広葉樹	—	53	53			
	計	93,147	73,263 (642)	166,410			
合 計		95,487	112,118 (1,018)	207,605	12,395	220,000	— 220,000
年 平 均		19,097	22,424 (204)	41,521	2,479	44,000	— 44,000

注1 () は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
福岡市	17,996	30,866	48,862				
筑紫野市	3,476	5,730	9,206				
宗像市	1,730	1,877	3,607				
太宰府市	3,921	2,093	6,014				
古賀市	7,422	3,288	10,710				
福津市	788	304	1,092				
糸島市	8,070	14,288	22,358				
那珂川市	21,121	30,239	51,360				
宇美町	5,433	9,253	14,686				
篠栗町	4,218	6,715	10,933				
須恵町	—	1,506	1,506				
新宮町	1,296	206	1,502				
久山町	20,016	5,753	25,769				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 タイプ [°]	合 計
人 工 造 林	単 層 林 造 成	3.78	—	—	5.83	121.41	131.02
	複 層 林 造 成	—	—	—	—	10.48	10.48
	計	3.78	—	—	5.83	131.89	141.50
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼ う 芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		3.78	—	—	5.83	131.89	141.50

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 タイプ [°]	合 計
保 育	下 刈	9.00	—	13.00	—	640.31	662.31
	つ る 切	17.82	—	3.92	—	257.15	278.89
	除 伐	14.26	—	16.78	—	206.87	237.91
	ぼう芽整理	—	—	—	—	2.87	2.87
	計	41.08	—	33.70	—	1,107.20	1,181.98

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所 在 地 (林 小 班)	面 積 (ha)
2む、う、お、や、ま、3い、ろ、6い、へ、り、10ほ、り、り2、ぬ、わ、12ち、り、 る、か、く、13る、お、25わ、か、よ、む、む1、26る、27い、は、に、ぬ、ぬ1、る、 35り、39ち、り、41へ、り、う、の、け、さ、57ぬ1、60は、70ほ、へ、と、り、ぬ、 わ、わ1、か、よ、そ、そ1、そ2、つ、ね、な、ら、71い、ろ、に、ほ、へ、ち3、る、 わ、か1、よ、そ、つ、ね、72る、76に、78に1、ほ1、ぬ1、わ、85い、ろ、は、は1、は 2、わ、よ、よ1、86い、ろ、に、ほ、る、わ、か、よ、よ1、よ2、そ、87い1、は、ぬ、 ぬ1、わ、88い、は、に1、に2、92ろ、93た、れ、94と、96い、い1、い2、い3、い5、 は、に、に1、ほ、と、ち、り、ぬ、97ち1、ぬ、わ、98い、ろ、は、ち、ち1、ち2、 り、か、よ、れ、99れ、そ、そ1、そ2、そ4、そ5、そ6、ね、ね1、ね2、ね3、102は、 に、と、り、106と、と1、109む、114に、116は、118ろ、は、ほ、と、ち、り、る、 わ、か、そ、つ、119に、へ1、わ、か1、た、121ろ、は、に、ほ1、へ、と、と1、と2、 ち、り、る、わ、よ、た、れ、つ、122ろ、に、へ、と、り、ぬ、る、わ、れ、123い、 ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、り1、り2、ぬ、る、か、よ、れ、124い、い1、ろ、 は	666

4 林道の整備に関する事項

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	開設	三瀬77林道	77	600	
		倉谷林道	101、102	600	
その他	開設	椎原79林道	79	600	
		上梶原122林道	122	300	
		郷之原林道（畦原側）	26、27	700	
基 幹	改良	倉谷林道	99、100	500	舗装等
		亀ノ尾林道	95	300	舗装等
		成竹林道	98	200	舗装等
		宇美林道	12	500	舗装等
		猪野林道	39、41	500	舗装等
その他	改良	椎原林道（三瀬側）	85、86	300	舗装等
		郷之原林道（畦原側）	25、26	300	舗装等
		山手山林道	26	300	舗装等
計	開設			2,800	5路線
	改良			2,900	8箇所

5 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
2、6、8、11～16、25～27、35、39～40、59、70、71、77～79、85～91、94～100、102、105、121	保 全 施 設	溪 間 工	99箇所
2、8、10～14、26、70、71、77～79、85、86、89～91、95、97、98、101、113、121	保 全 施 設	山 腹 工	99箇所
48、62、112、113	保 全 施 設	そ の 他	5箇所
10、12～14、25、37、38、40、58、59、61、62、70、71、74、76、80、86、89、94、95、99、101、102、111、113、116、122	保 安 林 整 備	本 数 調 整 伐	61ha
48、61、62、64、111、112	保 安 林 整 備	植 栽 工	20ha
計	保 全 施 設		203箇所
	保 安 林 整 備		81ha

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

区分	名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)	特 徴 等	備 考
希少個体群保護林	立花山クスノキ遺伝資源	57.02	51に～と、52ろ～ろ2、へ、イ	人為的影響が強い北部九州の低山地において、成熟した様相を呈する常緑広葉樹林は貴重である中、大径木のクスノキは樹齢200年以上と言われ、「森の巨人たち百選」に選ばれている。	
	城山タブノキ等	21.40	117り、ら	主にシイ類、タブノキなどからなる林分構造が発達した常緑広葉樹の天然林であり、林齢はおよそ150年生以上である。 直径階別本数分布は、天然生異齢林の特徴であるL型を示し、山陰型気候の影響を受けた林分構造を有する。	
	若杉山スギ	3.74	17る、る1、ふ	篠栗町と須恵町境で篠栗町側にあり、若杉山の中腹に位置する。 林相は、英彦山や行者スギと共に老齢大径木を主体とした林分となっている。	
計	3 箇所	82.16			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	延長 (km)	面 積 (h a)	位置 (林小班)	特 徴 等	備 考
該当なし					

7 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名 称	所 在 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	備 考
該当なし			

8 レクリエーションの森の名称及び区域

種 類	名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
風 致 探 勝 林	若杉山	32.33	16ぬ、る、た、れ、17へ、へ1、ち〜ぬ、た〜な、お、け、え、み	近接する若杉山保護林と一体となつて老齢のスギ林分が優れた景観を呈しており、近接民有地にある札所への参詣者や登山者、ハイカー等に親しまれている。	育成複層林施業	福岡森林管理署が統括し、篠栗町、須恵町、地元若杉集落による管理	なし	
			16よ		天然生林施業			
			16ホ		林地以外の土地			
	玄海	134.05	113は1〜は3、に1、ほ、へ、か2、よ1、ら1ら2、む1、う1、の1	玄界灘に面した海岸松林が、優れた景観を呈しており、風致鑑賞や海水浴客等の憩いの場として親しまれている。	育成複層林施業	さつき松原管理運営協議会	なし	
			113い〜は、に、と〜か1、か3、よ、た〜ら、む、う、の、お		天然生林施業			
			113イ〜ト		林地以外の土地			
	油山	13.61	106い、は	福岡市の中心部に近く、地理的に恵まれており、天然林を主体とした林分と隣接する市民の森が一体化した風致景観を呈し、市民の憩いの場として親しまれている。	育成複層林施業	福岡森林管理署が統括し、福岡市外関係各機関による管理	なし	
			106ろ		天然生林施業			
			106イ、ロ		林地以外の土地			
計	3箇所	179.99						

9 国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

名 称	対 象 地 (林 小 班)		面 積 (ha)	協 定 の 概 要
該当なし	民			
	国			

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林 小 班)	面 積 (ha)	森 の 林 種 類	林 道 の 施 業	林 道 の 開 設 等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民						
	国						

10 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
試 験 地	福岡マツ現地適応1号試験地	H14	0.26	47い1	クロマツ
	福岡マツ現地適応2号試験地	H15	0.14	45へ3	クロマツ
次 代 検 定 林	九熊本第60号	S52	1.50	96に	ヒノキ
	九熊本第34号（第2試験地）	S49	0.72	71り	スギ
	九熊本第48号	S51	1.50	87は	スギ
遺 伝 子 保 存 林	福岡署ワカスギ	S39	0.74	17さ	スギ
展 示 林	品種別展示林	S42	2.00	71ね	スギ
森林施業モデル林	九熊本第47号	H12	2.95	17へ	スギ・ヒノキ
溪畔保全プロジェクト林	櫛 谷	H26	9.97	12へ1、ね1、 ら2、う1、 の4への7、く1、や 1	—

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設 定 の 目 的	備 考
48ろ、は、は1	ふれあいの森 (奈多浦の森)	令和2年3月31日協定 奈多植林会
111い、に 112い	ふれあいの森 (ふくつの森)	令和2年3月31日協定 福津市長
64い、ろ、ろ1、は、 ほ、へ	多様な活動の森 (幣の浜の森)	令和2年3月31日協定 糸島市長

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 （ 林 小 班 ）	面積 (ha)	施 業 方 法
46い、48ろ、ろ2、ろ3、は1、に、ほ1、51いへは、ち、 り、52い、はへほ、れ、60い1、61に、62りへり2、る、 わ、わ2、64にへに3、とへち1、65ろ1、69と1、ち1、111 い、は1、に、112へ、114い、ろ、と	60.55	育成複層林へ導くための施業
45ち2、46ろ、は、47は、に、48い、い1、ろ1、は、ほ、51 よへれ、52とへわ、よ、た、れ、つ、61ろ1、は1、ほへ ち、62は1、ほ1、ぬ、わ1、わ3、か、64ほ、へ、65ろへ ほ、69と、ち、111に1、112い、113く、114は、ほ、へ、ち へぬ	149.04	天然生林へ導くための施業
16イ、ロ、17イ、ホ、46イ、ロ、48イ、61ロへト、62イへ ハ、ホ、へ、64イ、ロ、ハ1、65イへホ、111イへニ、へ、 112ニ	9.33	林地以外の土地
計	218.92	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。